

ドメスティックバイオレンス(DV)とは
配偶者、内縁の夫・妻などからの暴力の
ことをいいます。以下のような行為は
DVに当たる場合があります。

精神的暴力

大声で怒鳴る、
「誰のお陰で生活できるんだ」
などと言う、
生活費を渡さない、
など

身体的暴力

殴る、蹴る、
凶器を突きつける、
物を投げつける、
など

性的暴力

嫌がっているのに
性的行為を強要する、
中絶を強要する、
避妊に協力しない、
など



日本司法支援センター 法テラスの犯罪被害者支援

このQ&Aは、法テラスに寄せられた質問と、それに対する一般的な回答の一部を掲載しています。
もっと知りたい場合は、お気軽にお問合せください。

法テラスでは

被害者支援を行っている窓口や、
損害の回復や苦痛の軽減のための制度などをご案内します。

速やかに法的手続を行う必要がある場合は、
弁護士を紹介します。

経済的に余裕のない方は、無料で弁護士に相談したり、
依頼する費用の援助制度が利用できます。



《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

お問い合わせ無料

なくことないよ

0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601

(平日) 9:00~21:00

(土曜) 9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

お近くの法テラス

全国の「法テラス」の連絡先はホームページから
ご確認ください。

[法テラス](#) [検索](#)



犯罪被害者支援Q&A ドメスティック バイオレンス(DV)



法テラスの
犯罪被害者支援
はこちらから



日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

Q1

配偶者からの暴力を避けるにはどうすればよいですか？



緊急の場合は通報しましょう。警察では、DV加害者である配偶者の暴力の制止、加害者への指導など、必要な措置をとります。他に、裁判所に申し立てて、DV防止法における「保護命令」が発令された場合、被害者への接近を禁止したり、自宅から退去するよう命ずることができます。

Q2

DV加害者である配偶者から逃れて新しい生活を始めたのですが、子供と2人で生活していくか不安です。



市役所等の福祉窓口などにご相談ください。一時避難場所の確保、生活資金の貸付、公営住宅の優先確保などの支援があります。

現在住んでいるところに住民票を移転しなくても、福祉サービスを受けられる場合があります。

Q3

離婚するには、どのような方法がありますか？



夫婦間の話し合いによる協議離婚がととのわない場合には、家庭裁判所に調停を申し立て、調停委員が間に入り、話し合いの成立により離婚（調停離婚）することになります。それがととのわないとときには、家庭裁判所に離婚を求める訴訟を提起することになります（裁判離婚）。

裁判所へ出向く際は、DV加害者と顔を合わせないよう配慮を求めるることができます。

Q4

DVに関する様々な相談機関がありますが、どのような場合にどこに相談したらよいですか？



警察

身の危険を感じている場合にご相談ください。



弁護士

離婚や保護命令などの法的手続きをとりたい場合にご相談ください。



配偶者暴力相談支援センター
女性相談センター※

一時的に避難をしたい場合や、今後の生活等について心配な場合にご相談ください。※地域によって名称が異なります。

どの機関でも、必要な機関へ取り次いでもらったり、紹介を受たりすることができます。

Q5

弁護士に相談したり依頼したいのですが、費用を支払えるか不安です。

法テラスには、弁護士へ相談したり、費用の援助を受けられる様々な制度があります。



DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方を、いち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施します。



民事法律扶助

経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談の実施や、弁護士等の費用などを立て替えます。毎月1万円や5千円ずつ分割でお支払いいただけます。



日弁連委託援助

犯罪被害を受けた方や子どもを対象に、行政・裁判手続などに関する弁護士費用を援助します。

